

青梅都市計画道路の変更（案）

都市整備部土木課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

青梅都市計画道路 3・5・11 号永山山麓線

2 理由

青梅 3・5・11 号永山山麓線は、青梅市本町を起点とし、青梅市仲町を終点とする、延長約 500 メートルの路線である。

本路線は、平成 28 年 3 月に東京都、特別区、26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において地形地物とその状況により検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けられている。

この整備方針に基づき、本路線について、現場の状況を踏まえ検討した結果、事業の実現性が低いこと等が確認された。

このため、本路線の都市計画を廃止するものである。

青梅都市計画道路の変更(案)スケジュール

(青梅市決定)

年 月	平成 30 年										平成 31年	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
東 京 都					東京都協議							
青 梅 市			30日 都市計画変更素案説明会	17日 都市計画審議会・協議		広報掲載(都市計画案の公告・縦覧)	都市計画案の公告・縦覧・意見書の提出	都市計画審議会・諮問		青梅市決定・告示	関係図書の送付	広報掲載(都市計画の決定)

青梅都市計画道路の変更（青梅市決定）

青梅都市計画道路中 3・5・11 号永山山麓線を廃止する。

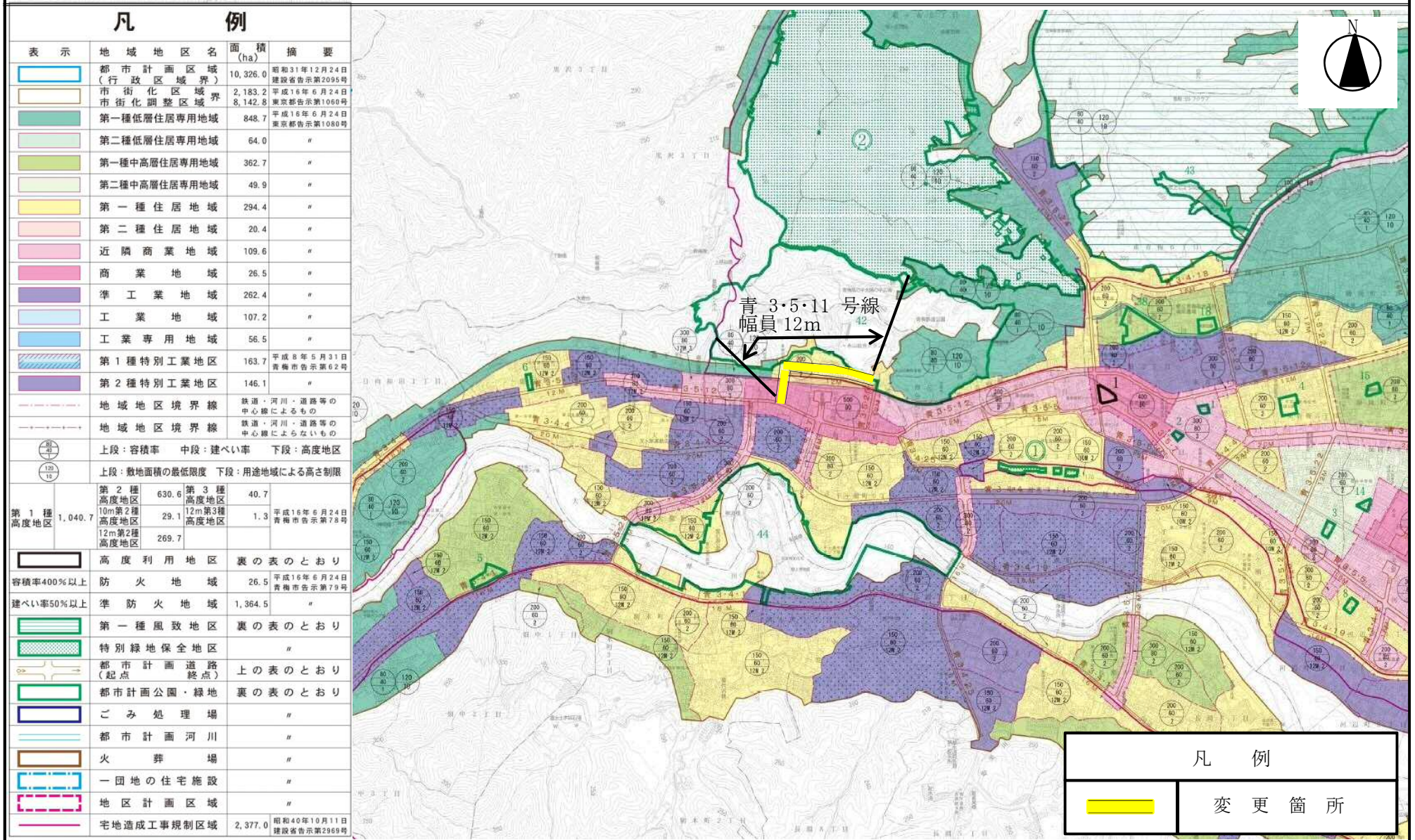
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由：事業の実現性が低いこと等を確認したため、廃止する。

変 更 概 要

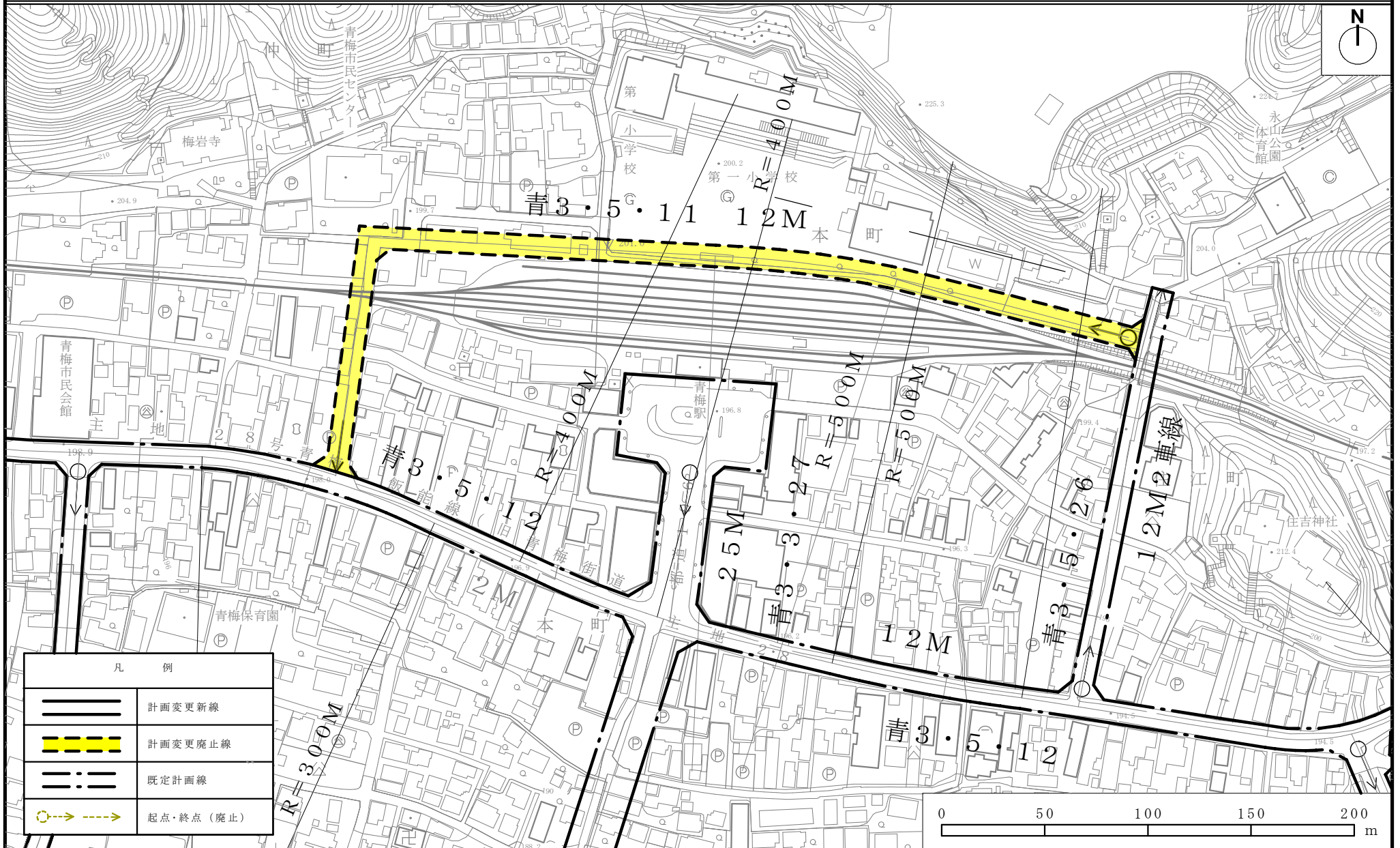
名 称	変 更 事 項
青 3・5・11 号永山山麓線	路線の廃止 種別：幹線街路 起点：青梅市本町 終点：青梅市仲町 延長：500m 幅員：12m

青梅都市計画道路 3・5・11号永山山麓線 総括図



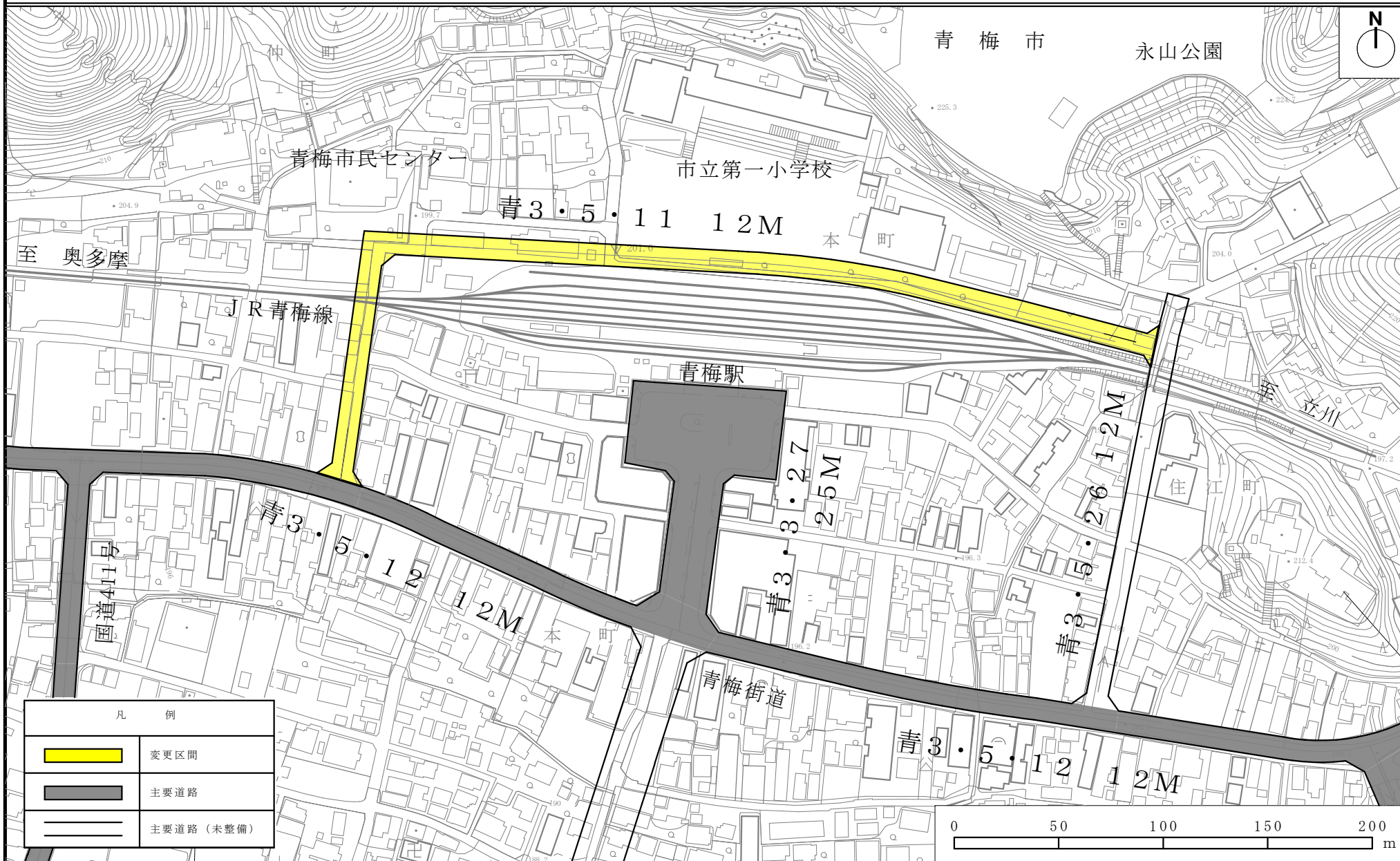
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30 都市基交著第 5 2 号 (承認番号) 30 都市基街都第 7 8 号、平成 30 年 6 月 1 4 日

青梅都市計画道路3・5・11号永山山麓線 計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交著第52号
 (承認番号) 30都市基街都第78号、平成30年6月14日

青梅都市計画道路 3・5・11号永山麓線 位置図 (参考図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交著第52号
(承認番号) 30都市基街都第78号、平成30年6月14日